

川崎市工事請負有資格業者 各位

川崎市財政局資産管理部契約課長

変動型最低制限価格における端数処理について（お知らせ）

日頃から、本市の契約事務に御協力いただき誠にありがとうございます。

工事請負契約における変動型最低制限価格方式の試行実施については、令和5年9月1日付け5川財契第4045号「工事請負契約における入札契約制度の見直しについて（通知）」においてお示ししたところです。この度、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領及び変動型最低制限価格計算用シート」の策定に当たり、計算過程の端数について当該通知と一部異なる処理を採用することといたしましたので、改めてお知らせいたします。

1 端数処理の考え方

各々の額を求める際には、小数点以下の端数を切り捨てます。

2 令和5年9月1日付け5川財契第4045号の別紙「変動型最低制限価格の算出例」の変更点

「変動型最低制限価格の算出例」では、予定価格15,000,000円、最低制限価格12,000,000円の際に「A16,000,000円、B14,800,000円、C14,500,000円、D12,100,000円、E12,060,000円、F12,010,000円、G・H・I・J12,000,000円、K11,000,000円」で応札があった場合の計算経過をお示ししていました。10月1日から使用する計算用シートでは、次のとおりの金額となります。

(1) 有効札（B～J）の平均

変更後：12,607,777円（小数点以下切り捨て） 変更前：12,607,778円

(2) 標準偏差

変更後：1,160,773円（小数点以下切り捨て） 変更前：1,160,773円 ※変更なし。

(3) 有効札の平均±標準偏差

変更後：11,447,004円～13,768,550円（小数点以下切り捨て）

変更前：11,447,005円～13,768,551円

(4) 変動型最低制限価格

変更後：12,024,285円（小数点以下切り捨て） 変更前：12,024,286円

3 その他

具体的な計算方法につきましては、「変動型最低制限価格計算用シート」を御確認ください。

（問合せ先）

川崎市財政局資産管理部契約課

土木契約係 電話：044-200-2099

建築契約係 電話：044-200-2101

E-Mail 23keiyak@city.kawasaki.jp